

【写】

3台監第83号

令和4年2月28日

殿

台東区監査委員 元 田 秀 治

同 太 田 龍 彦

同 本 目 さ よ

令和3年度 指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、標記監査を実施しましたので、この結果を同法第199条第9項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

(別紙)

1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第7項の規定による監査であり、台東区監査基準に準拠し、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査した。

2 監査期間

令和3年7月28日(水)～令和4年2月28日(月)

3 監査対象

「東京都台東区監査事務実施要領」に定める指定管理者監査対象選定基準に基づき選定し、指定管理者2団体を監査した。

指定管理者、施設及び主管課は、次のとおりである。

指定管理者名	施設名	主管課
株式会社 ニコトラスト	少年自然の家「霧ヶ峰学園」	学務課
社会福祉法人 東京援護協会	特別養護老人ホーム蔵前	高齢福祉課
	くらまえ高齢者 在宅サービスセンター	
	ケアハウス松が谷	
	まつがや高齢者 在宅サービスセンター	

4 監査の範囲

原則として、令和2年度における指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について実施した。

5 監査の観点

年度計画の基本方針に基づき、指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、その目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、主管課の指定管理者に対する指導・監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施した。

6 留意事項

協定等に則り、会計経理が適正かつ効率的に執行されているかに留意して監査を行った。

7 監査の方法

監査委員は、指定管理者の出席を求め、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、質疑応答を行うとともに、必要に応じ施設の管理運営状況について実地調査を行った。

また、事務局職員が関係資料や現地の調査等の予備監査を行い、基本的な事実関係を確認した。

(1) 実地監査、予備監査日程

指 定 管 理 者	実 地 監 査 日	予 備 監 査 日
株式会社 ニックトラスト	11月 8日(月)	11月 8日(月)
社 会 福 祉 法 人 東 京 援 護 協 会	11月16日(火)	11月10日(水)
		11月12日(金)

(2) 予備監査における主な確認書類

① 主管課

- (ア) 指定管理委託料等支出に関する書類（指定、委託料等支出にかかる原議等諸書類）
- (イ) 当該施設の指定管理に係る根拠となる条例、規則
- (ウ) 基本協定書、年度協定書等
- (エ) 指定管理者に関する調査票

② 指定管理者

- (ア) 指定管理施設に関する事業報告書
- (イ) 指定管理施設に関する決算報告書
- (ウ) 関係諸規程（運営規程、経理規程、個人情報保護の基準等に関する規程等）
- (エ) 給与・サービス関係諸書類
- (オ) 経理関係書類（総勘定元帳、伝票、契約書、領収書、現金出納帳、預金残高証明等）
- (カ) 収入関係書類（区委託料等に関する書類、利用料収入に関する書類等）
- (キ) 設備・備品管理関係書類（建物設備関係書類、備品台帳等）

8 監査結果

各指定管理者に対する監査結果は、次のとおりである。

指定管理者名 株式会社 ニッコトラスト

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

株式会社ニッコトラストは、昭和16年6月に株式会社として設立され、資本金は9,999万円である。

本社は中央区日本橋に所在し、官公庁、企業、学校等の食堂や給食を中心に、給食施設の受託運営を全国展開するとともに、青少年教育施設等の管理・運営もを行っている。

指定管理者としては、荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家、北区立那須高原学園しらかば荘の受託実績がある。

2 指定施設等

法人が台東区において指定管理者として管理している施設は、次のとおりである。

(1) 施設名等

施設名	設置条例	指定期間	設置目的
少年自然の家 「霧ヶ峰学園」	東京都台東区立少年自然の家条例 (昭和58年台東区条例第29号)	平成29年4月 から5年間	優れた自然環境の中で集団生活を通して、心身ともに健全な少年の育成を図るとともに、区民の健康増進及び余暇活動を促進するため

(2) 施設概要

所在地	長野県諏訪市大字上諏訪字角間沢東13338の100
開設年月	昭和59年4月
建物延面積	7,236.70㎡
宿泊施設	一般室(定員10人)×18室 一般室(定員5人)×6室 ファミリールーム和室(定員5人)×2室 ファミリールーム和洋室(定員5人)×2室 バリアフリールーム(定員4人)×1室
付帯施設	食堂/浴室(温泉)大2・小2(男女各1)/第1体育館(バスケット・バレー・バドミントン)/第2体育館(柔道・剣道)/第1運動場(200mトラック・

	サッカー) /第2 運動場(野球場)/第3 運動場(テニスコート3 面)/野外炊飯施設/キャンプ場/研修室(2 室)/レクリエーションルーム/図書資料室等
--	---

3 施設の収支決算状況等（令和2年度）

単位：円

施設名	収 入	支 出	区 からの 指定管理委託料
少年自然の家 「霧ヶ峰学園」	79,330,929	77,767,602	78,263,964

第2 監査の結果

指定管理者の少年自然の家「霧ヶ峰学園」の管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次の誤り等の事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後の適正、適切な事務執行に留意されたい。

（口頭注意事項）

- ・契約書の契約締結日の記載もれ
- ・領収書の日付の記載もれ

指定管理者名 社会福祉法人 東京援護協会

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

東京援護協会は、昭和24年に設立され、昭和27年5月に社会福祉法人となった。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行っている。

（1）第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、更正施設、障害者支援施設の管理運営

（2）第二種社会福祉事業

老人デイサービスセンター、老人短期入所事業等の管理運営

2 指定施設等

同法人が台東区において指定管理者として管理している施設は、次のとおりである。

(1) 施設名等

施設名	設置条例	指定期間	施設の提供サービス
特別養護老人ホーム蔵前	東京都台東区立特別養護老人ホーム条例 (平成12年台東区条例第13号)	平成31年4月 から5年間	介護福祉施設サービス等
くらまえ高齢者在宅サービスセンター	東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例 (平成12年台東区条例第14号)		通所介護、介護予防通所介護等
ケアハウス松が谷	東京都台東区立ケアハウス条例 (平成7年台東区条例第34号)	令和2年4月 から5年間	施設の提供、給食、保健衛生、生活指導等
まつがや高齢者在宅サービスセンター	東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例 (平成12年台東区条例第14号)		通所介護、介護予防通所介護等

(2) 施設概要

ア 特別養護老人ホーム蔵前、くらまえ高齢者在宅サービスセンター

所在地	蔵前2-11-7		
開設年月	平成7年5月		
建物延床面積	(特別養護老人ホーム蔵前)	3,363.41㎡	
	(くらまえ高齢者在宅サービスセンター)	574.55㎡	
定員	(特別養護老人ホーム蔵前)	50名	
	(くらまえ高齢者在宅サービスセンター)	30名	

イ ケアハウス松が谷、まつがや高齢者在宅サービスセンター

所在地	松が谷4-4-3		
開設年月	平成8年6月		
建物延床面積	(ケアハウス松が谷)	3,336.86㎡	
	(まつがや高齢者在宅サービスセンター)	1,297.01㎡	
定員	(ケアハウス松が谷)	38名	
	(まつがや高齢者在宅サービスセンター)	35名	

3 施設の収支決算状況等（令和2年度）

【※事業活動計算書に基づく決算状況】

単位：円

施設名	収 益	費 用	区 からの 指定管理委託料
特別養護老人ホーム蔵前	290,756,013	299,920,020	65,775,980
くらまえ高齢者 在宅サービスセンター	89,268,413	99,720,068	16,966,000
ケアハウス松が谷	109,408,148	106,162,899	106,600,000
まつがや高齢者 在宅サービスセンター	104,478,187	96,871,833	25,863,000
計	593,910,761	602,674,820	215,204,980

第2 監査の結果

指定管理者の特別養護老人ホーム蔵前、くらまえ高齢者在宅サービスセンター、ケアハウス松が谷、まつがや高齢者住宅サービスセンターの管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次の誤り等の事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後の適正、適切な事務執行に留意されたい。

（口頭注意事項）

○特別養護老人ホーム蔵前・くらまえ高齢者在宅サービスセンター

- ・見積書、請求書の日付の記載もれ
- ・領収書の宛名の記載もれ
- ・振替伝票の施設長の押印もれ
- ・出勤簿の押印もれ
- ・施設の清掃作業委託で、高所作業時にヘルメットを着用していない事例

○ケアハウス松が谷・まつがや高齢者在宅サービスセンター

- ・見積書、領収書の日付の記載もれ
- ・金銭残高金種別表の会計責任者の押印もれ
- ・小口現金の領収書の但し書き欄に記載がなく、購入品が特定できない事例
- ・出勤簿の表示誤り
- ・施設の清掃作業委託で、高所作業時にヘルメットを着用していない事例

9 監査委員による主な質疑応答事項

監査対象指定管理者	株式会社 ニッコトラスト
監 査 実 施 日	令和3年11月8日(月)
主な質疑応答 (Q: 監査委員 A: 指定管理者)	
【少年自然の家「霧ヶ峰学園」】	
Q	新型コロナウイルス感染症防止マニュアルの特徴は。
A	一般的な新型コロナウイルス感染症の対応と同じだが、配膳・下膳方法や対面を避けて食事をするなど、食事時には特に気を使っている。入浴時にも更衣室の棚は密にならないように間隔を空けて使用するようにした。
Q	一般利用の状況はどうか。紅葉シーズンや週末は来るのか。
A	9月までは学校優先で、10月・11月は寒くなり紅葉がないので利用客は少ない。様々なツアーを企画し、区報で募集している。令和2年度は休館により実施できなかった。
Q	野球場やサッカー場は利用者がいない時は、地元のチームが利用できるのか。
A	地元の少年野球チームは区の許可を取り、毎年利用客がいない時に利用している。空き状況によって合宿することもある。
Q	利用申込はインターネットではなく、電話で問合せとなっているのは。
A	通常はインターネットで申込みができるが、新型コロナウイルス感染症防止のために利用室数を減らしている関係で、当面の間、インターネットの申し込みを中止している。
Q	コロナ禍に伴う休館中は、従業員は何をしていたのか。
A	管理業務を行っていた。調理師なども研修の受講や、外での整備事業に従事するなど、雇用が維持できるように休職にはしていない。
Q	令和2年度の決算では収入が支出を上回っているのはなぜか。
A	新型コロナウイルス感染症の影響で休館しており、利用料収入は少なかったが、区から指定管理料のほかに補填があったためである。
Q	一般利用の稼働率の目標はあるのか。
A	会社で運営している施設全体の利用の中で目標を決めている。会社全体の見込みはマネージャーと相談しながら決めている。
監査委員の意見・要望	
<ul style="list-style-type: none"> ・支配人が良いとの区民の声を聴いている。 ・子供用の椅子やおむつを捨てるゴミ箱の常備等をHPに掲載することを検討してほしい。 ・立派な施設で館内はきれいに清掃や管理をされており、利用料も安く、スタッフも素晴らしい。HPの充実や色々な面で工夫をしてもっと利用者を増やしてほしい。 	

監査対象指定管理者	社会福祉法人 東京援護協会
監 査 実 施 日	令和3年11月16日(火)
主な質疑応答 (Q: 監査委員 A: 指定管理者)	
【特別養護老人ホーム蔵前・くらまえ高齢者在宅サービスセンター】	
Q	科学的介護情報システム「LIFE」とはどのようなものか。
A	介護報酬の改定で厚生労働省が導入し、特別養護老人ホームでの介護状況を科学的視点で数値化し、改善効果の向上を図るシステムである。3年後を目途に介護報酬に反映することとしている。
Q	新型コロナウイルス感染症の状況はどうか。
A	区内で初の施設内クラスターが発生し、職員5名、利用者10名が感染した。防御措置の徹底を図り、防護服を利用し、1日に5~6回着脱して勤務した。夜勤体制が通常より増えて辛くなり、不安の払しょくや職員の負担の軽減を図るため、職員のホテル利用も法人で全額負担をした。1月22日に始まり、2月17日に収束することができた。
Q	決算で人件費は減っており、非常勤職員と派遣職員が増えているが、常勤職員が辞めているのか。
A	職員が辞めても補充ができない状況にあり、派遣職員でつないでいる状況である。派遣職員は夜勤もないため、常勤職員にしわ寄せがある。
Q	町会等との連携は緊密にとれているのか。
A	建築時には反対があったそうだが、特に町会にはよく協力してもらっている。町会長はよく顔を出してくれ、町会の方を通してボランティアを選抜してもらっている。年に1回作品展を開催しているが、町会の方にも参加してもらっている。地元の独居高齢者を災害時に受け入れるとの協定を結んでいる。
Q	光熱水費の削減はどのように進めたのか。
A	トイレの流水を7割にする節水装置を導入した。今後、LEDの導入も進めたい。
【ケアハウス松が谷・まつがや高齢者在宅サービスセンター】	
Q	ケアハウスで苦勞する点は何か。
A	好き嫌いなどの人間関係が難しく、職員が対応することが基本となるが、どのように解決するかは難しい。
Q	ボランティアの募集はどうか。
A	中年以上の人は人当たりが良く採用したい。以前は募集すると応募者が来たが、今はなかなか集まらない。
Q	令和2年度は収支の改善が見られるが、その理由は。
A	管理経費などの削減により改善していることと、新型コロナウイルス感染症による減収分が区から補填されたことによる。

10 ま と め

今回の監査対象とした各指定管理者は、これまでの管理運営で培った知識と経験、民間事業者としてのノウハウを活かし、区との協定に沿って、区民サービスの向上に努めていることが認められた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設の休館やサービスの縮小など事業の一部が実施できない状況が生じ、利用者の減少により各指定管理者の経営は厳しい状況となっている。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、各指定管理者は感染症対策が適切に実施されており、様々な工夫を重ねていた。

新型コロナウイルス感染症の影響で、ライフスタイルの変化やデジタル化の進展など社会環境の変化が著しい中、今後とも所管部課と指定管理者が密接に連携をとり、多様な区民ニーズを適切に把握し、利用者にとって安全・安心な施設運営を望むものである。